



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年12月22日火曜日 第2735号

## ◇ 目 次 ◇

保安林予定森林.....（森林整備課）...1191  
 委任した指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更.....（建築住宅課）...1191  
 指定居宅サービス事業者の指定.....（東予地方局地域福祉課）...1192  
 指定居宅介護支援事業者の指定.....（ " ）...1192  
 指定介護予防サービス事業者の指定.....（ " ）...1192  
 指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....（ " ）...1192  
 道路の区域変更（県道壬生川丹原線）.....（東予地方局管理課）...1193  
 指定居宅サービス事業者の指定.....（中予地方局地域福祉課）...1193  
 指定介護予防サービス事業者の指定.....（ " ）...1193  
 土地改良区役員の就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）...1193  
 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）...1194  
 指定居宅サービス事業者の指定.....（南予地方局地域福祉課）...1194  
 指定介護予防サービス事業者の指定.....（ " ）...1194  
 指定居宅サービス事業の廃止.....（ " ）...1194  
 指定介護予防サービス事業の廃止.....（ " ）...1194  
 道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）.....（南予地方局大洲土木事務所）...1195  
 道路の区域変更（県道大茅辰ノ口線）.....（南予地方局西予土木事務所）...1195  
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）...1195

## 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....（男女参画・県民協働課）...1195

## 雑 報

公示送達.....（収用委員会事務局）...1196

## 告 示

### ○愛媛県告示第1470号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年12月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
宇和島市石応809の2、810、834
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
石応810・834（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、809の2  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### ○愛媛県告示第1471号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった。

平成27年12月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 名称及び住所  
株式会社建築構造センター  
東京都新宿区新宿一丁目8番1号大橋御苑駅ビル6階
- 2 変更する構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
  - (1) 変更前

名 称	事務所の所在地
省略	
埼玉事務所	埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号さいたま浦和ビルディング3階
神奈川事務所	神奈川県横浜市西区北幸2丁目3番19号日総第8ビル8階

省略	
愛媛事務所	愛媛県松山市三番町7丁目13番13号ミツネビルディング601号室
佐賀事務所	佐賀県佐賀市駅前中央1丁目9番38号いちご佐賀ビル704号室
省略	

(2) 変更後

名 称	事務所の所在地
省略	
埼玉事務所	埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号さいたま浦和ビルディング3階

千葉事務所	千葉県船橋市葛飾町2-402-3丸庄ビル1階
神奈川事務所	神奈川県横浜市西区北幸2丁目3番19号日総第8ビル8階
省略	
愛媛事務所	愛媛県松山市三番町7丁目13番13号ミツネビルディング601号室
福岡事務所	福岡県福岡市博多区御供所町1番1号西鉄祇園ビル3階
佐賀事務所	佐賀県佐賀市駅前中央1丁目9番38号いちご佐賀ビル704号室
省略	

3 変更年月日  
平成28年1月15日

○愛媛県告示第1472号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。  
平成27年12月22日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
石井オアシス・ケアサービス有限公司	通所介護事業所おあしす中央	愛媛県今治市八町西三丁目3-35	平成27年11月16日	通所介護

○愛媛県告示第1473号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。  
平成27年12月22日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
石井オアシス・ケアサービス有限公司	指定居宅介護支援事業所おあしす中央	愛媛県今治市八町西三丁目3-35	平成27年11月16日	居宅介護支援
新居浜医療福祉生活協同組合	指定居宅介護支援事業所みんなの家	愛媛県新居浜市船木4620番地2	平成27年11月16日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1474号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成27年12月22日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
石井オアシス・ケアサービス有限公司	通所介護事業所おあしす中央	愛媛県今治市八町西三丁目3-35	平成27年11月16日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第1475号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同

法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があった。

平成27年12月22日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名	指定介護療養型医療施設		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人 岩崎病院	岩崎病院	愛媛県新居浜市中萩町2番5号	平成27年5月31日	介護療養型医療施設
社会医療法人社団更生会	社会医療法人社団更生会村上記念病院	愛媛県西条市大町739番地	平成27年11月30日	介護療養型医療施設

○愛媛県告示第1476号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	壬生川丹原線	西条市丹原町池田1767番8地先から 同町池田1768番1地先まで	旧	メートル 12.4～13.6	キロメートル 0.063	
			新	16.0～16.5	0.063	

○愛媛県告示第1477号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成27年12月22日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社南海運送	リハプライドとうおん	愛媛県東温市志津川121番地2	平成27年11月10日	通所介護

○愛媛県告示第1478号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成27年12月22日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社南海運送	リハプライドとうおん	愛媛県東温市志津川121番地2	平成27年11月10日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第1479号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成27年12月22日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 石 勝 也	伊予郡松前町大字南黒田606番地

○愛媛県告示第1480号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成27年12月22日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
27中局建（開）第34号 平成27年12月10日	伊予市上吾川字六反甲1909番2	伊予市上吾川甲1865番地 亀岡紀秀

○愛媛県告示第1481号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成27年12月22日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社いしびき	デイサービス すぎなの里	愛媛県宇和島市寄松字曾我甲1244番1	平成27年11月1日	通所介護
株式会社百笑一輝	デイサービスセンター 海里	愛媛県西予市明浜町依津4番耕地69番地1	平成27年11月5日	通所介護

○愛媛県告示第1482号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成27年12月22日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社いしびき	デイサービス すぎなの里	愛媛県宇和島市寄松字曾我甲1244番1	平成27年11月1日	介護予防通所介護
株式会社百笑一輝	デイサービスセンター 海里	愛媛県西予市明浜町依津4番耕地69番地1	平成27年11月5日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第1483号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年12月22日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
宇和島ハイヤー株式会社	宇和島介護サービス	愛媛県宇和島市丸之内一丁目1番7号	平成27年11月30日	訪問介護

○愛媛県告示第1484号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年12月22日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
宇和島ハイヤー株式会社	宇和島介護サービス	愛媛県宇和島市丸之内一丁目1番7号	平成27年11月30日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第1485号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成27年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂3404番から 同町山鳥坂3405番まで	旧	メートル 3.8～6.3	キロメートル 0.025	
			新	5.0～6.3	0.025	
"	"	大洲市肱川町山鳥坂1774番から 同町山鳥坂1753番まで	旧	3.5～12.2	0.047	
			新	6.9～12.6	0.047	
"	"	大洲市肱川町山鳥坂1747番から 同町山鳥坂1743番まで	旧	3.8～4.6	0.035	
			新	4.7～10.5	0.035	

○愛媛県告示第1486号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成27年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大茅辰ノ口線	西予市城川町遊子谷2211番1地先から 同町遊子谷2027番1地先まで	旧	メートル 8.4～18.2	キロメートル 0.090	
		西予市城川町遊子谷2211番2から 同町遊子谷2027番3まで	新	9.3～23.0	0.090	

○愛媛県告示第1487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成27年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大茅辰ノ口線	西予市城川町遊子谷2211番2から 同町遊子谷2027番3まで	平成27年12月22日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年12月10日	特定非営利活動法人 えひめ子どもチャレンジ支援機構	井 門 照 雄	松山市上野町甲650番地	この法人は、青少年が主体的に企画・実施するチャレンジ活動を支援する事業を行いながら、青少年の職業観や勤労観の育成、健全な食生活に向けての意識・態度形成、さらには対人関係能力の向上やボランティア活動の推進を図り、公益に寄与することを目的とする。

---

**雑 報**

---

**○公示送達**

住所及び居所不明（ただし、住民票の住所 大阪府大阪市住吉区  
遠里小野1丁目9番12号） 森 元 五十二

住所不明（ただし、戸籍附票の最後の住所 香川県高松市木太町  
1752番地） 岡 田 敏 美

存否不明 鹿 島 富 子

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部土木管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第5項の規定により、平成28年1月12日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成27年12月22日

愛媛県収用委員会

会長 市 川 武 志

平成27年12月8日付け裁決書